# 原子力規制委員会設置法施行規則 （平成二十四年原子力規制委員会規則第二号）

原子力規制委員会設置法第十条第五項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

* 一  
  原子力規制委員会を臨時に代理した旨及びその理由
* 二  
  原子力規制委員会を臨時に代理した事項の内容及び日時

# 附　則

この規則は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。